

農業十別

第 36 号

年頭にあたって



新年あけましておめでとう
ざいます。

皆様には、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと「新型コロナウイルス感染症」は終息が見えない中ではありましたが、大きな台風被害もなく、水稲・畑作物全般が豊作で一年を終えられたと思います。しかし、農業を取り巻く状況は一昨年に農林水産省が打ち出した水田活用交付金の問題、ロシアとウクライナの戦争や円安による農業資材等の価格高騰や入手困難と、農業経営には難しい一年を過ごしてきましたところであります。

本年もなかなか良い方向が見えては来ませんが、行政・各農業団体と協力しながら我々農家の生活を守っていくことに皆様と一丸となって進んでいきたいと思っております。

また、このような状況の中、農業の健全な発展に向け、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営規模の拡大、農地等の集団化、耕作放棄地の未然防止、新規就農者の参入の促進など農地利用最適化の推進に引き続き使命を果たすため全力で努めて参ります。

結びに、新型コロナウイルス
感染者数がなかなか減少せず、
感染リスクも高まってきていま
すので、今後も気を抜かずに感
染対策を講じながら日々の生活
を送り、皆様のご健康で今年も
豊穰の秋を迎えられますことを
ご祈念申し上げ、新年のご挨拶
といたします。

謹賀新年



會長	保科隆志
代理	上野浩二
委員	湯淺悦子

事務局長

[illegible]

「農地等利用最適化の推進に関する意見書」提出



< 渡辺市長に意見書を提出 >

見・要望を取りまとめ意見書を作成しました。
提出した意見書の内容は、次のとおりです。

【土別市に対する意見】

① 近年の異常気象に耐えられるように、土地改良事業による整備、堆肥導入による土づくり、暗渠等の排水対策、異常気象に対応できる生産技術の導入が必要である。

② エゾシカ・アライグマ・野ウサギ・ヒグマ等による農作物への被害は深刻化している。農産物を安定して生産するため、有害鳥獣駆除対策の強化が必要である。

③ 担い手不足への対策として、親元就農に対する支援の強化、新規就農に対する支援の強化が必要である。

④ 農業者の高齢化が進む中で労働力の低下は避けられない。労働力を安定して確保できる体制整備や、ICT、ロボット技術などを活用したスマート農業への支援強化、新規就農者が参入できる環境づくり、確保するための仕組みの確立が必要である。

⑤ 担い手への農地利用の集積・集約化の進行に伴い経営面積が拡大、機械設備等の経費が増加している。担い手への集積は今後も進むことから、新規の機械導入だけでなく、更新も対象とした機械等導入への支援強化が必要である。

⑥ ロシアのウクライナ侵攻、円安に伴う肥料、燃料、その他資材高騰に対し速やかに対策をとるよう国に働きかけるとともに、肥料代高騰対策や堆肥の利活用に対する対策が必要である。

⑦ 昨年、国は5年間水張りをしない水田への水田活用交付金を交付対象外にすると発表した。転作政策に長期間協力してきた本地域では、転作に対応した営農体制になっている農家が大半を占めている。単に対象外となれば離農者が増え、市全体の農業も衰退することから、国の水田活用交付金厳格化への対策が必要である。

令和4年11月28日に、土別市農業委員会は、「農地等利用最適化の推進に関する意見書」を土別市長へ提出しました。

「意見書の提出」とは、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等）に関する施策の改善について意見を提出するもので、農業委員による農地等利用最適化推進特別委員会において意

農 業 委 員 活 動 報 告

農地パトロール

農地パトロールは、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき農業委員会が毎年 1 回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

士別市農業委員会では、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の実態把握、農地の違反転用発生防止と早期発見、農地法の許可及び届出案件の履行状況の確認を目的に農地パトロールを実施しています。

本年のパトロール（利用状況調査）は各地区担当農業委員及び農業委員会事務局により市内 7 地区に分け計 210 筆を 8 月 8 日から 25 日の期間において実施、5 筆を期間終了後に実施し、遊休農地の把握に努め、農地法に基づき適正処理を行いました。



作 況 調 査

令和 4 年 8 月 26 日

令和 4 年度の農業委員会と行政機関との合同作況調査を実施しました。

調査には農業応援アドバイザーの田中英彦氏も参加頂きました。

現地調査では、水稻・大豆・てん菜・玉ねぎなど、市内全域 7 カ所の圃場について調査し、各作物の生育状況など確認しました。

又調査後には報告会を行い、農協及び共済組合推薦の農業委員、農業応援アドバイザー、農業改良普及センターから生育状況・収量等について報告を受けました。大豆に関しては、好天による地温上昇と 5 月下旬から 6 月までの降雨により出芽が早まったが一部圃場では出芽の不揃いが見られ生育は平年並みかやや早い程度で推移、水稻の農作物も同様の生育状況で推移しているとの報告でした。



農地を相続した際には届出が必要です！

農地を相続等により取得した場合には、農業委員会に届け出ることが義務づけられています。
(農地法第3条の3)

○届出は、農地の取得日からおおむね10ヶ月以内に行ってください。期限内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると罰則がありますのでご注意ください。

○この届出は、農業委員会に農地の権利を取得した内容を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させるものではありません。また、名義変更の登記に変わるものではありませんので、法務局での登記は別途必要になります。

○農地の相続を受けられても、遠方移住や非農家等の理由により、農地の管理ができない場合には、希望があれば農地のあっせんを行います。(耕作希望者を探します)

○農地を相続により取得した場合の届出については農業委員会までお越し下さい。また、遠方にお住まいで農業委員会まで来られない方は士別市のホームページに様式がありますので、相続した土地等を記入の上ご提出下さい。

《農地の相続の届出様式の掲載場所》

士別市ホームページ → 事業者向け情報 → 農業・畜産業

→ 農業委員会 → 各種申請様式 → 農地の相続等の届出について



農業者年金についてのお知らせ

「農業者年金個別相談会」を実施します

士別市農業委員会及び士別市農業者年金協議会では、農業者年金に対する理解をより深めていただくため、「農業者年金個別相談会」を次の日程で実施いたします。

相談会は、「農業者年金の加入を検討している方」、「農業者年金の受給を考えている方」など、農業者年金に関するご相談を士別市農業委員会事務局担当者が個別にお受けいたします。

【個別相談会日程】

▼士別市役所 第2庁舎（2階）農業委員会事務局

令和5年2月上旬 2日間
9:00～17:00（予定）



※ 62才から64才の老齢年金・特例付加年金受給待機者、未加入者の方には、年金個別相談会のご案内を後日、郵送いたします。

農業者年金に加入しませんか

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…

国民年金
第1号
被保険者

国民年金保険料
納付免除者を除く。

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。



「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出について

贈与税の納税猶予の適用を受けている方は、その申告期限から３年を経過するごとに「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出が必要な制度となっています。

つきましては、本年、提出が必要となる納税猶予適用者に対し、令和５年１月末頃に、税務署より『納税猶予の継続届出書の提出について』という文書が送付されますので、確実に提出くださいますようお願いいたします。

なお、期限内に提出されなかった場合は、猶予税額の全部確定事由となり、納税が猶予されていた贈与税額を納付しなければならなくなりますのでご注意ください。

〈提出書類〉

- (1) 贈与税の納税猶予の継続届出書
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書
- (3) 特例適用農地等に係る農業経営に関する明細書

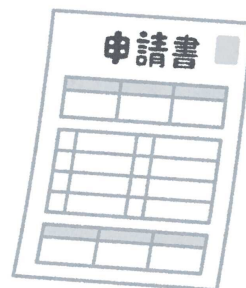
〈納税猶予の継続届出書の提出先〉

- (1) 確定申告を農民連盟で行う方は、各農民連盟へ提出してください
- (2) 上記以外の方は、士別市農業委員会事務局へ提出してください。

〈提出期限〉

令和５年３月１５日（水）

不明な点がございましたら、士別市農業委員会へお問い合わせください。

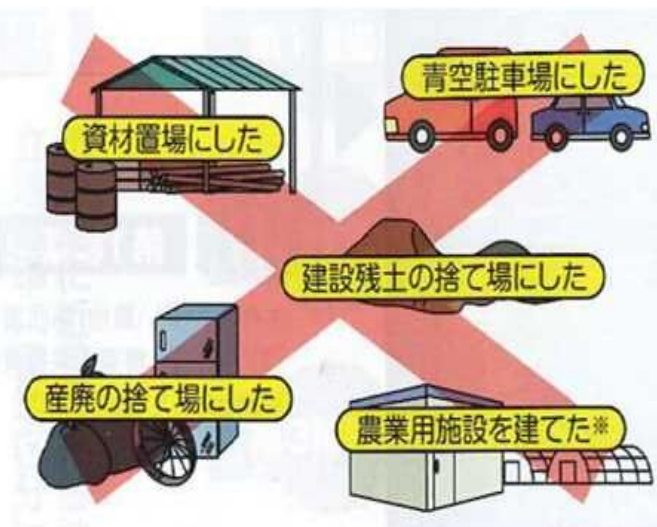


農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・駐車場・資材置き場等の農地以外にする場合（農地転用）には、農業委員会の許可が必要です。

個人で所有している土地であっても許可なく無断で農地を転用した場合や、許可通りに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。

転用をする場合は、事前に農業委員会へご相談ください。



令和3年度農地移動実績

令和3年4月1日～令和4年3月31日（総会決定分）

(1) 農業経営基盤強化促進事業（農用地利用集積計画）による所有権移転又は利用権設定実績

地区名	所有権移転 （売買・贈与）		利用権設定 （賃貸借・使用貸借）		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
中央	13件	113.28 ha	25件	179.21 ha	38件	292.49 ha
中士別	5件	6.25 ha	10件	66.91 ha	15件	73.16 ha
上士別	1件	4.88 ha	15件	120.43 ha	16件	125.31 ha
多 寄	28件	86.87 ha	14件	182.65 ha	42件	269.52 ha
温根別	6件	57.72 ha	5件	80.03 ha	11件	137.75 ha
朝 日	2件	13.66 ha	6件	37.50 ha	8件	51.16 ha
合 計	55件	282.66 ha	75件	666.73 ha	130件	949.39 ha

(2) 上記（1）のうち離農に伴う所有権移転又は利用権設定実績

地区名	所有権移転 （売買・贈与）		利用権設定 （賃貸借・使用貸借）		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
中央	2件	16.53 ha	3件	24.77 ha	5件	41.30 ha
中士別	0件	0.00 ha	0件	0.00 ha	0件	0.00 ha
上士別	0件	0.00 ha	0件	0.00 ha	0件	0.00 ha
多 寄	11件	28.78 ha	1件	15.57 ha	12件	44.35 ha
温根別	2件	14.49 ha	1件	21.26 ha	3件	35.75 ha
朝 日	0件	0.00 ha	1件	12.58 ha	1件	12.58 ha
合 計	15件	59.80 ha	6件	74.18 ha	21件	133.98 ha

(3) 離農戸数

中 央	中士別	上士別	多 寄	温根別	朝 日	合 計
4戸	0戸	0戸	5戸	2戸	1戸	12戸

新 農 業 委 員 紹 介



鈴木 茂樹
(武徳地区)

昨年7月に地域の推薦をいただき農業委員になり、1年余り経ちました。
農業情勢では、高齢化・担い手不足・水活等と問題は山積みしています。
まだ勉強不足で一人前の委員とは言えませんが、先輩・事務局の指導をいただき、地域に貢献できる様に頑張っていきたいと考えていますので今後ともよろしくお願いいたします。



本間 一明
(多寄地区)

昨年7月に選任され1年が経過をしました。初めは右も左も分からなかったのですが、先輩委員や事務局にご指導頂きながら活動しております。
年々と厳しさを増し課題が山積みになっておりますが、先人より受け継いできた農地を守っていける様に微力ながらお手伝いできるような努力して参りますのでよろしくお願いいたします。



木下 一彦
(中士別地区)

令和3年7月に農業委員に任命されてから1年半が経ちました、まだまだ分からないことが多く、先輩委員や事務局の皆様、地域の方々の助言を頂きながら活動を行って参りました。
農業情勢が厳しくなる中で自分の出来ることから少しずつ努力を重ねて経験を積んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



- ◆発行日 週1回
(金曜日)
- ◆発行所 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円
(送料、税込)

全国農業新聞の購読について

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。農業者の「経営と暮らしに役立つ」ホットな情報を毎週金曜日にお届けします。

詳しくは、士別市農業委員会へお問い合わせください。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルス感染症がなかなか収まらない中、ロシアの侵攻によりウクライナとの戦争が始まり、肥料等の価格が高騰するなど農業情勢は大変な事態となりました。

今年はこれらのことが少しでも改善することを祈って頑張ります。

(編集委員 岡崎 京子)



編集委員長	中山 義隆
編集副委員長	森野 良次
編集委員	沼館 初男
編集委員	岡崎 京子
編集委員	松井 薫
編集委員	鈴木 淳一
編集委員	木下 一彦